

令和2年度における独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の 中小企業者に関する契約方針

令和3年2月2日
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和2年10月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和2年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和2年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、31.9%（約204億円）になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、おおむね倍増の0.2%を目指すものとする。また、当該目標については、当機構の官公需予算総額の約8割を占める工事をはじめとする調達分野ごとの特性等を考慮しつつ、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努めることとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定する必要がある。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 納期・工期の柔軟な対応

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うこととする。

(2) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更

契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札等（公募型競争入札及び公募型プロポーザルを含む。）による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等（工事及び役務を含む。）の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

本社及び各地方機関契約担当課の「官公需相談窓口」において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

4 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するよう努める。

また、同方式の活用に当たっては、必要に応じて審査項目の設定方法についての検討を行う。

5 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や

関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により発注時期の平準化を図る。特に、工事の発注に当たっては、上記取組とあわせて、発注見通しの公表等により、施工時期の平準化を図るとともに、平準化の状況についてのモニターを踏まえ、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。また、工事の発注における工期等の設定に当たっては、休日日数（土日、祝日、年末年始及び夏期休暇）、降雨日や出水期等の作業不能日数、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

6 中小企業・小規模事業者の積極活用

小規模事業者の特性を踏まえ、契約内容の履行の観点から、適切な地域要件を設定するとともに、地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するよう努めるものとする。

また、各地方機関における調達について、少額の随意契約による場合には、各地方機関管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

7 中小建設業者に対する配慮

当機構は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同企業体による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に引き続き努めるものとする。

8 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税や地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

また、工事及び役務の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基

本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

工事及び役務における一般競争入札等において、契約の履行の確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

(2) 新規中小企業者からの相談体制

本社及び各地方機関契約担当課を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(3) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録する「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額の随意契約を行う際には、新規中小企業者の見積先が固定しないよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」の情報なども活用し、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の確保の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構本社及び全ての地方機関（以下「各発注機関」という。）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備し、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各発注機関に対し改善策を指

示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

<別紙>

○ 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

調達の現状把握、実績の向上を図るために有益な情報共有、各発注機関に対して、指導・助言等の実施。

経理資金部長
事業監理部長
経営自立推進・財務部長



各発注機関